



令和7年度児童虐待相談対応件数 ～3,118件で依然として高い水準～

1 要旨

- 令和7年度に県内7か所の児童相談所（静岡市、浜松市を含む）が対応した**児童虐待相談対応件数は、3,118件で昨年度から45件減少**しているが依然として高い水準にある。
- 虐待の種類別では、**心理的虐待が1,950件(62.5%)**で最も多かった。
- 児童相談所に寄せられた虐待相談の経路別では、「**警察等**」からの相談が**1,494件(47.9%)**「近隣知人」からの相談が381件(12.2%)と多かった。
- 被虐待児の年齢別では**学齢前の被虐待児は1,222件で全体の約4割**を占めており、虐待者別では、**実父母による虐待が2,547件で全体の約8割**を占めている。

2 児童相談所における虐待相談対応件数の推移（単位：件、%）

年度	H12	H17	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
静岡県	444	601	3,461 (118.9)	3,930 (113.6)	3,717 (94.6)	3,823 (102.8)	3,554 (92.9)	3,163 (89.0)	3,118 (99.0)
全国	17,725	34,472	193,780 (121.2)	205,044 (105.8)	207,660 (101.3)	214,843 (103.5)	225,509 (105.0)	223,691 (99.2)	—

※（ ）内は、対前度年比。

3 種類別にみた虐待相談対応件数（単位：件、%）

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	ネグレクト	合計
R6	730(23.1)	53(1.7)	1,895(59.9)	485(15.3)	3,163(100)
R7	740(23.7)	34(1.1)	1,950(62.5)	394(12.6)	3,118(100)

※（ ）内は、合計に占める割合。なお四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

4 相談経路別にみた虐待相談対応件数（単位：件、%）

(1) 関係機関内訳

	児童 相談所	市町	児童 委員	保健所	医療 機関	施設・ 保育所	警察等	学校等	その他	関係機関 計A
R6	107 (3.4)	205 (6.5)	2 (0.1)	0 (0)	145 (4.6)	25 (0.8)	1,603 (50.7)	253 (8.0)	58 (1.8)	2,398 (75.8)
R7	150 (4.8)	189 (6.1)	1 (0.03)	0 (0)	117 (3.8)	12 (0.4)	1,494 (47.9)	241 (7.7)	149 (4.8)	2,353 (75.5)

(2) 家族等内訳

	虐待者本人	家族・親戚	近隣・知人	児童・本人	家族等計B	合計A+B
R6	103 (3.3)	161 (5.1)	441 (13.9)	60 (1.9)	765 (24.2)	3,163 (100)
R7	115 (3.7)	202 (6.5)	381 (12.2)	67 (2.1)	765 (24.5)	3,118 (100)

※（ ）内は、合計に占める割合。なお四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります

5 被虐待児の年齢別状況（単位：件、％）

	学齢前			小学生	中学生	高校生 その他	合計
	3歳未満	3歳以上 学齢前	小計				
R6	610 (19.3)	667 (21.1)	1,277 (40.4)	1,128 (35.7)	472 (14.9)	286 (9.0)	3,163 (100)
R7	571 (18.3)	651 (20.9)	1,222 (39.2)	1,151 (36.9)	472 (15.1)	273 (8.8)	3,118 (100)

※（ ）内は、合計に占める割合。なお四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

6 主たる虐待者の状況（単位：件、％）

	実父母			実父以外の父	実母以外の母	その他	合計
	実父	実母	小計				
R6	1,084 (34.3)	1,445 (45.7)	2,529 (80.0)	160 (5.1)	7 (0.2)	467 (14.8)	3,163 (100)
R7	1,199 (38.5)	1,348 (43.2)	2,547 (81.7)	138 (4.4)	28 (0.9)	405 (13.0)	3,118 (100)

※（ ）内は、合計に占める割合。なお四捨五入の関係上、合計が100%にならない場合があります。

7 令和8年度児童虐待への対応及び児童虐待防止対策に係る主な取組

区 分	主な取組
児童相談所の体制強化	・ 県内5児童相談所に各1人併任警察官を配置（5人） ・ 非常勤弁護士4人配置（賀茂・東部、富士、中央、西部） ・ 一時保護所に個別対応職員を各1人配置【R8新規】
広報・啓発	・ 毎年11月の「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」において、児童相談所虐待対応ダイヤル(189)の普及活動を実施予定
虐待予防・関係機関との連携強化	・ 児童家庭支援センターを4か所設置 ・ 児童家庭支援センターにおける地域連携担当職員の配置促進 ・ 思いがけない妊娠相談窓口「しずおか妊娠SOS」による電話相談対応（電話番号：080-7206-2409） ・ 医療機関に対して児童虐待への適切な対応を助言する相談窓口を運営（県立こども病院内に設置）
児童の権利擁護の推進	・ 意見表明等支援事業の対象施設の拡大 R7：8か所⇒R8：11か所
相談体制の整備	・ こどもを対象としたLINE相談窓口「しずおかこども・家庭相談」を運営
市町支援	・ こども家庭センター設置促進及び運営支援のための研修会の実施
里親支援	・ 里親に対する研修等の充実 ・ 里親支援センターの設置促進 ・ 児童家庭支援センターにおける里親支援の実施